

「選挙人名簿管理システム等標準化検討会」

第8回議事概要

日時：令和6年2月21日（水）15：00～15：35

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（座長）

庄司 昌彦 武蔵大学 社会学部 教授

（構成員）

湯浅 壘道 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授
三浦 雄二 全国市区選挙管理委員会連合会事務局長
中 克尋 札幌市選挙管理委員会事務局選挙課長
久保 正義 広島市選挙管理委員会事務局次長
岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課長
廣井 孝一 元船橋市選挙管理委員会事務局長
嵩原 安嗣 日野市企画部情報政策課長
中込 幹 甲府市行政経営部行政経営総室デジタル推進課長
深澤 安伸 富士市総務部デジタル推進課長
竹村亜希子 南国市情報政策課長
本山 政志 埼玉県町村会情報システム共同化推進室長
西川 亨 全国知事会調査第一部長
向山 秀昭 全国市長会行政部長
小出 太朗 全国町村会行政部長
千葉 大右 デジタル庁地方業務標準化エキスパート
三木 浩平 総務省デジタル統括アドバイザー

（準構成員）

杉 優一 株式会社 RKKCS 企画開発本部次世代システム開発部開発2課課長代理
山口 友久 行政システム株式会社営業統括部課長
永尾 英則 Gcom ホールディングス株式会社第1製品開発部第1開発課長
出野 寛幸 株式会社 TKC 地方公共団体事業部システム開発本部住民情報システム開発センター住民情報システム技術部課長
山崎 高広 株式会社電算公共開発本部ソリューション1部主幹
藤野 正則 日本電気株式会社公共システム開発本部プロジェクトマネージャー
笹村 達志 日本電気株式会社公共システム開発本部
山口 まりえ 日本電気株式会社公共システム開発本部
畝本 卓弥 株式会社日立システムズ公共パッケージ事業部第一開発本部第二開発部技師
杉江 嘉昭 富士通 Japan 株式会社行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部マネ

一 ジャー

藤井 俊介 株式会社ムサシ選挙営業本部 本部長
 戸沢 巖 株式会社ムサシ選挙営業本部 本部長
 大塩 敏充 株式会社ムサシ選挙営業本部 課長

【議事次第】

1. 開会
2. 事務局提出資料説明
 - ・ 標準仕様書【1.3版】（案）の概観
 - ・ その他
3. 閉会

【意見交換（概要）】

- 資料1の5ページの在外選挙人証の交付方法の見直しに関し、データの通信経路については、従来の外務省と市町村選管との通信はLGWANを使用していたと認識しているが、今回の見直し後の在外公館と市町村選管との通信もLGWANを使用する認識で問題ないか。
 - 認識に相違なく、LGWANメールの使用を想定している。
 - 在外公館からの申請書データの送信に対して選管が在外選挙人証データを返すフローとなっているが、申請書データが何らかの書式になっており、これを埋めた上で添付ファイルとして送信することになるのか。
 - 詳しい業務の流れを説明させていただくと、在外公館から申請書データをPDFで市町村選管へ送信し、市町村選管において登録要件を満たすかどうか等を確認した上で、登録等する者について在外選挙人証データを作成することとなる。外務省と調整し、在外公館に送付する在外選挙人証データはWordファイルとしているが、システムから情報を抽出する際には印刷する各項目をExcel形式で出力し、それを参照して当該Wordファイルに差し込めるようにしている。
 - デジタル庁が定めたデータ要件において、標準準拠システムから排出されるデータはテキスト形式であり、それ以外の画像等についてはオプション扱いであるため、ベンダによっては搭載されない可能性がある。その際、これまで画像で排出していたものについては、画像を別途用意して台紙に印刷しておくか、テキストデータと画像データを結合するといった対応が必要になる。そうした対応を全て自団体で行うのであれば特段問題ないが、第三者が行う場合には工夫や調整が必要になるため、確認させていただいた。市町村選管と在外公館との間のやり取りはテキストデータでの通信になるのか。
 - 在外選挙人証の住所等は投票用紙を送付する宛先ともなるため外国の文字をそのまま印字することになるが、入力困難な外国の文字は標準準拠システムの外で画像データを貼り付け、それを送信することを想定している。
- 資料1の5ページの在外選挙人証の交付方法の見直しについて、1点目に、在外選挙人証の交付等は国単位ではなく在外公館単位で行う認識でよいか。2点目に、在外公館から送信されたものが受信されたことのチェックを誰がどのように行うのか。3点目に、市町村選管において多くある在外公館の連絡先を把握し個別の在外公館とデータ送受信を行うことは、市町村選管の負担にならないか。
 - 1点目について、制度上、在外選挙人名簿の登録申請等の手続きは管轄の在外公館にて行うこととな

っており、在外公館単位となる。2点目について、在外公館と市町村選管との間のメールのやり取りに際しては受信した旨のメールを返すこととし、当該メールの有無によってデータが送信できているか確認できる運用を考えている。3点目について、在外公館の連絡先については総務省から各市町村選管へ共有する予定である。

→人間がやる作業には誤りも生じるため、ミスが生じない仕組みや市町村選管が適切に作業を行えるようにサポートする仕組みを検討いただきたい。

- 資料1の5ページの在外選挙人証の交付方法の見直しについて、公館申請と出国時申請のいずれも提示されているフローになると認識している。弊社のシステムに在外選挙人証を発行する機能があるが、その機能は不要になるか。

→公館申請も出国時申請も同様のフローとなる。ただ、例外的ではあるが、帰国して国内の選挙人名簿に登録される前に再交付が必要になる場合や、郵便等投票の請求を受けた際に職権で記載事項を変更する場合には、見直し後も国内の選管において在外選挙人証を作成することとなる。

- 資料1の5ページの在外選挙人証の交付方法の見直しについて、在外選挙人証の住所欄やEMSで送るための宛名欄は外国語のため、転記されている自治体もあれば、弊社システムを用いてスキャンしてイメージデータとして貼り付けている自治体もある。本フローにおいてイメージデータを送信する必要はあるか。また、出力するExcelファイルのデータレイアウトは提示いただけるのか。

→住所や住所以外の送付先については、引き続き画像データにより、総務省が用意したフォーマットに貼り付ける運用を想定している。在外選挙人証作成用データの項目については諸元表のとおりである。

- 在外選挙管理サブユニット、選挙人名簿管理システム、住民記録システムの3つのシステムが同じ文字コード（行政事務標準文字）を用いる認識であるが、領事館においても行政事務標準文字の表示が可能という認識でよいか。

→確認の上、別途回答する。

（選挙人名簿管理システムから出力する在外選挙人証作成用データの時点でJISでの出力になるため、行政事務標準文字とJISで表記が異なる場合は、市町村選管において画像データを貼り付けて対応する運用となる旨、後日回答。）

- 国民投票の在外投票人証も同じフローになるか。

→今回の見直しは在外選挙人証の見直しであり、国民投票は対象ではない。

- 不在者投票施設一覧のファイルについて、ベンダにも可能であれば提供いただきたい。

→提供する方向で、具体的な提供方法はご相談させていただきたい。

- 標準仕様書1.3版の最終承認について、武蔵大学 庄司教授に一任する旨で合意した。

以上